

四半期報告書

(金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく報告書)

自 平成20年4月1日
(第89期第1四半期)
至 平成20年6月30日

丸三証券株式会社

(E03760)

第89期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

四半期報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条の4の7第1項に基づく四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成20年8月13日に提出したデータに目次及び頁を付して印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

丸三証券株式会社

目 次

頁

第89期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【経営上の重要な契約等】	4
2 【財政状態及び経営成績の分析】	4
第3 【設備の状況】	32
第4 【提出会社の状況】	33
1 【株式等の状況】	33
2 【株価の推移】	39
3 【役員の状況】	39
4 【業務の状況】	40
第5 【経理の状況】	43
1 【四半期連結財務諸表】	44
2 【その他】	52
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	53

四半期レビュー報告書

平成21年3月期第1四半期連結累計期間

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月13日

【四半期会計期間】 第89期第1四半期
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 丸三証券株式会社

【英訳名】 Marusan Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長尾 榮次郎

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

【電話番号】 03(3272)5211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 山崎 昇

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番2号

【電話番号】 03(3272)5211(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員財務部長 山崎 昇

【縦覧に供する場所】
横浜支店
(横浜市中区尾上町三丁目39番地)
千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地)
秩父支店
(秩父市番場町10番4号)
名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目19番18号)
大阪支店
(大阪市中央区南本町一丁目7番15号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第89期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第88期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
営業収益 (百万円)	4,143	19,873
純営業収益 (百万円)	4,080	19,539
経常利益 (百万円)	204	3,692
四半期(当期)純利益 (百万円)	246	1,658
純資産額 (百万円)	48,521	49,494
総資産額 (百万円)	86,600	87,660
1株当たり純資産額 (円)	668.89	670.28
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	3.37	22.50
潜在株式調整後1株当た り四半期(当期)純利益 (円)	3.37	22.47
自己資本比率 (%)	55.96	56.41
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	886	4,130
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△120	△477
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,209	△5,208
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	6,628	6,976
従業員数 (名)	1,014	891

(注) 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,014 [128]
---------	----------------

(注) 1 当社及び当社の連結子会社の事業は投資・金融サービス業という単一事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。

2 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	1,007 [116]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 従業員数には、執行役員11名、歩合外務員57名、投信債券歩合外務員21名は含まれておりません。

第2 【事業の状況】

1 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

2 【財政状態及び経営成績の分析】

当第1四半期連結会計期間の当企業集団の営業収益は41億43百万円、これから金融費用を差し引いた純営業収益は40億80百万円となりました。販売費・一般管理費は40億45百万円で、経常利益は2億4百万円、四半期純利益は2億46百万円となりました。

(1) 業績

① 受入手数料

期別	区分	株式 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
当第1四半期 連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	委託手数料	1,828	3	11	—	1,842
	引受・売出し手数料	0	23	—	—	23
	募集・売出しの取扱い手数料	—	7	831	—	838
	その他の受入手数料	9	1	927	6	944
	計	1,838	35	1,770	6	3,649

受入手数料の合計は36億49百万円となりました。科目別の概況は以下の通りであります。

委託手数料

当第1四半期の株式市場は、実質破綻となった米大手証券ベア・スタンズ救済策の具体化による欧米金融機関の信用収縮懸念の後退を受け、今年3月安値から戻りを試す展開となりました。5月に入ると、原油価格や食料価格の高騰による世界的なインフレ進行が新たな懸念材料として浮上しましたが、デフレからようやく脱却しつつある日本経済のインフレに対する抵抗力、高い省エネ技術に対する評価等から日本の株式市場の相対的に強い動きが続き、日経平均株価は6月6日の14,601円27銭まで上昇しました。しかし、原油価格高騰に歯止めがかからず、米大手金融機関の損失拡大観測など信用不安の再燃から世界の株式市場が調整色を強める中、日経平均株価もじりじりと下落する形となりました。

東京証券取引所一日平均売買代金は2兆5,225億円となりました。その結果、株式委託手数料は18億28百万円となりました。

債券委託手数料は3百万円にとどまりました。

また、受益証券委託手数料は11百万円にとどまりました。

引受・売出し手数料

引受・売出し手数料は23百万円となりました。株式が0百万円、債券が23百万円でした。

募集・売出しの取扱い手数料、その他の受入手数料

募集・売出しの取扱い手数料は8億38百万円、その他の受入手数料は9億44百万円となりました。これらの手数料の主なものは投資信託の募集・販売手数料8億31百万円、代行手数料9億27百万円であります。

② トレーディング損益

区分	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株式等トレーディング損益	24	△1	22
債券等・その他のトレーディング損益	227	△9	218
債券等トレーディング損益	196	△9	186
その他のトレーディング損益	31	△0	31
計	252	△11	240

トレーディング損益は2億40百万円となりました。株式等は22百万円で、債券等は1億86百万円、その他は為替等で31百万円でした。

③ 金融収支

金融収益は2億52百万円、金融費用は63百万円、差引金融収支は1億89百万円となりました。

④ 販売費・一般管理費

販売費・一般管理費は40億45百万円となりました。主なものは、広告宣伝費を含む取引関係費3億89百万円、人件費21億65百万円、不動産関係費5億27百万円、事務費3億75百万円でした。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、受入保証金の減少やトレーディング商品勘定の増加等、資金の減少要因がありましたが、一方では貸付金の減少や預り金の増加等、資金の増加要因があったことから、8億86百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産等の取得により1億20百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは主に自己株式の取得及び配当金の支払い等により12億9百万円の支出となりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末より3億47百万円減少し、66億28百万円となりました。

(3) トレーディング業務の概況

トレーディング商品の残高は次の通りであります。

区分	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日現在)
	金額(百万円)
資産の部のトレーディング商品	1,754
商品有価証券等	1,754
株式・新株引受権証書	279
債券	1,474
受益証券等	—
デリバティブ取引	0
為替予約取引	0
負債の部のトレーディング商品	183
商品有価証券等	183
株式・新株引受権証書	183
債券	—
受益証券等	—
デリバティブ取引	—

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

【株式会社の支配に関する基本方針】

① 基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社株主の皆様の共同利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。

昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企业文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等(注)1の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。かかる大規模な買付けの中には、その目的等から見て企業価値ないし株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が買付けの条件等について検討し、或いは対象となる会社の取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主の共同の利益に資さないものも少なくありません(以下、対象会社の企業価値ないし株主の共同の利益に資さない買収一般を総称して「濫用的企業買収」といいます。)。

将来当社が、このような濫用的企業買収の対象となった場合には、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上に向けて行ってきた当社の取組みが途絶し、結果として当社株主の皆様が将来獲得できる利益を害することも考えられます。

また、当社には親会社等の支配株主や安定株主が存在しないことや、いわゆる持合解消の趨勢のもと、当社株式の市場における流動性が高まっていること等々に鑑みると、当社に関しては、当社株主の皆様に十分な情報及び時間が提供されないままに突如として大規模買付行為が実施され、結果として当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益が毀損されることとなる可能性を一概に否定できないものと考えられます。

勿論、大規模買付行為に該当する買付行為であっても、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社は、株式会社の支配の移転を伴う大規模な買付けの提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社株主の皆様が仮に大規模買付行為に係る提案を受けた場合に、当社の企業価値を構成する諸要素を十分に把握した上で、当該大規模買付行為に応じることの是非を適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

当社は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆様に代わ

って当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うとともに、当社の企業価値を損なうないし当社株主の皆様共同の利益に反する大規模買付行為についてはこれを抑止する方針です。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は平成18年6月27日開催の定時株主総会の承認により「濫用的企業買収に対する対応方針(買収防衛策)」(以下、本対応方針といいます。)を導入しました。

本対応方針の具体的な内容は、当社の平成18年5月29日付プレスリリース「濫用的企業買収に対する対応方針(買収防衛策)の導入について」(当社ホームページ(アドレス <http://www.marusan-sec.co.jp>))にて公表しておりますが、概要は以下の通りです。

当社株券等を対象とする大規模買付行為(注)2を行う者(以下、大規模買付行為者といいます。)が現れた場合、当社は、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合又は濫用的企業買収に該当する可能性があると疑われる事情が存すると判断する場合に、原則として、大規模買付行為者及びその関係者による権利行使は認められないとの差別的行使条件を付した新株予約権の発行を決議します。

なお、当社取締役会は、差別的行使条件付新株予約権の発行決議を行うに際しては、必ず社外取締役及び社外の有識者で構成する特別委員会にその是非を諮問しなければならず、特別委員会が行う勧告を最大限尊重いたします。

③ 当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されたものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められる場合には、当社は新株予約権の発行を決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が当社株主の皆様共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)記載の通り、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的としたものであり、平成18年6月27日に開催された当社定時株主総会で承認されて導入したものです。

また本対応方針では、大規模買付行為者を除き、当社の議決権の2分の1以上を有する当社株主の皆様(ただし大規模買付行為者を除きます。)が大規模買付行為者が行う公開買付に応じる意思を表明

した場合には新株予約権の発行ができないこととしている他、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様の意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は当社株主の皆様共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様の意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の発行を決議できないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

(注) 1 株券等とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下(4)「事業上及び財務上の対処すべき課題」において同じです。

2 「大規模買付行為」とは、特定株主グループの議決権割合を15%以上とする目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が15%以上となるような当社株券等の買付行為を言い、いずれも事前に当社取締役会が同意したものと除きます。

なお、新たな「濫用的企業買収に対する対応方針(買収防衛策)の導入」について、平成20年6月25日開催の定時株主総会に付議し、可決・承認されました。

その内容は以下のとおりです。

当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の導入の件

当社は、平成20年5月15日開催の当社取締役会において、平成18年5月29日付プレスリリース「濫用的企業買収に対する対応方針(買収防衛策)の導入について」で公表いたしました、買収防衛策(以下「旧防衛策」といいます。)につき、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等(以下、総称して「法令等」といいます。)の改正等を踏まえ、また、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を考慮し、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化のため、当社に最も適した買収防衛策を導入すべく、平成20年6月25日開催の当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)において、当社株主の皆様のご承認を得ることを条件に、下記のとおり、当社株券等(注)1の大規模買付行為(下記に定義されます。)に対する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することを決議いたしました。

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、旧防衛策は、本対応方針の効力が生じた時点で自動的に廃止されるものとします。

また、本対応方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ(注)2の議決権割合(注)3を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものと除きます。)を意味し、「大規模買付行為者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者を意味します。

提出日現在、当社株式の大規模買付行為に関する打診及び申し入れ等は一切ございません。平成20年3月31日現在の大株主の状況は、別紙Iに記載のとおりです。

なお、法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があり、これ

らが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

旧防衛策から見直した主な内容の概要は以下のとおりです。

- (1) 当社取締役会は、特別委員会の勧告を受けて、大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合等において、株主総会を招集し、対抗措置を発動する旨の議案を上程して、株主の皆様の意思を確認させていただくこととしました。
- (2) 大規模買付行為に該当するか否かの基準を15%から20%に変更いたしました。
- (3) 本対応方針の有効期間を、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたときから、2年間としていたものを、3年間(平成23年6月開催予定の定時株主総会終結のときまで)といたしました。
- (4) 対抗措置として大規模買付行為者が行使できない旨の行使条件が付された新株予約権が割り当てられた場合であっても、大規模買付行為者が、所定の手続に則り市場においてその所有する当社株式を売却したときは、売却した株式数に相当する範囲内で新株予約権の行使を認めることを明記しました。

1. 本対応方針導入の目的

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様の利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。本対応方針は、それらを毀損する、あるいはそれらの中長期的な維持・向上に資さない可能性のある大規模買付行為を抑止する方針であります。

近年、会社との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券の大規模な買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあり、対象会社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に資さないものも少なくありません。

将来、当社が、このような買収の対象となった場合には、当社に親会社等の支配株主が存在しないこと、安定株主が少ないと等諸般の事情を考慮すると、当社株主の皆様に、十分な情報や時間が提供されないままに大規模買付行為が実施され、結果として、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益が毀損されることとなる可能性を否定できないものと考えられます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、当社株主の皆

様に代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化に資するよう、本対応方針を導入することとしました。

2. 本対応方針の概要

本対応方針の適用対象は、事前に当社取締役会が同意したものを除く、以下のいずれかの条件を充足する大規模買付行為及びそれを目的とする提案です。

① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とする目的とする当社株券等の買付行為

又は

② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為

当社は、本対応方針導入の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行うこととしています。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、「新株予約権ガイドライン」(以下「本ガイドライン」といいます。本ガイドラインの骨子は、別紙Ⅱのとおりです。)に定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性があると疑われる事情が存すると判断する場合に、本ガイドラインに基づき新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを決議することとします。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者(注)4による権利行使は認められないとの行使条件及び取得条項(大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者に属する者が否かにより取得の有無等の取扱いが異なることとなる可能性があります。以下同じとします。)を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会(その概要は以下の6. (1)に記載されています。)にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重するものとします。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。なお、本対応方針の手續の流れについて、その概要をまとめたフローチャートは、別紙Ⅲのとおりです。また、本新株予約権の概要は、別紙Ⅳのとおりです。

3. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付行為者による当社に対する情報提供

大規模買付行為者が現れた場合、当社は、大規模買付行為に係る提案の内容を吟味し、条件の変更の申入れや交渉を行う等、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を実現するため、様々な方策を執ることができるものと考えています。

大規模買付行為者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様の判断及び取締役会の評価検討のために必要且つ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を提供していただきます。

本必要情報の具体的な内容は、大規模買付行為の内容及び態様等によって異なり得るため、大規模買付行為者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、本対応方針に定められた手續に従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式により日本語で記載した意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、①大規模買付行為者の名称及び住所、②設立準備法、③代表者の氏名、④国内連絡先、⑤提案する大規模買付行為の概要並びに⑥本対応方針に定められた手續を遵守

する旨の誓約文言を記載していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内(初日不算入)に、回答期限を定めた上、当初提出していただくべき本必要情報のリストを大規模買付行為者に交付します。大規模買付行為者には、当該期限までに、当該リストに記載された本必要情報を、日本語で作成した書面により提供していただくことになります。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の項目に関する情報は、原則として、ご提出いただく本必要情報に含まれるものとします。

- ① 大規模買付行為者の詳細(具体的な名称、資本構成、財務内容、経歴、属性並びに役員の氏名及び略歴等を含みます。なお、大規模買付行為者がファンドの場合には主要な組合員、出資者(直接又は間接を問いません。)その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付け等に係る対価の価額・種類、買付け等に係る時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実行の蓋然性等を含みます。)
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ④ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け(当該資金の提供者(実質的提供者を含みます。なお、実質的提供の判断に当たっては、直接又は間接を問いません。)の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥ 大規模買付行為に係る買付け等の完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策
- ⑦ 当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針
- ⑧ その他大規模買付行為に係る買付け等の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために合理的に必要と判断する情報

当社取締役会は、当初提出していただいた情報が、本必要情報として十分でないと判断した場合には、大規模買付行為者に対し、適宜回答期限を定めた上、本必要情報を追加的に提供するよう求めることがあります。この場合、大規模買付行為者には、当該期限までに、追加の本必要情報を日本語で記載した書面により提供していただくこととします。

- (2) 当社取締役会における大規模買付行為の内容の検討、大規模買付行為者との交渉、代替案の提示等
- 当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ、大規模買付行為者が当社取締役会に対して本必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間(初日不算入)、その他の大規模買付行為の場合には90日間(初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。評価期間中、当社取締役会は、外部専門家の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付行為者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会は、大規模買付行為者から十分な本必要情報(追加により提出を求めた本必要

情報を含むものとします。以下同じ。)が提出されたと当社取締役会が認める場合、特別委員会に対して速やかに大規模買付行為の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示することとします。

また、当社取締役会は、大規模買付行為者から意向表明書が提出された事実及び評価期間が開始した事実について情報開示を行うとともに、評価期間中、本必要情報その他の情報のうち当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行うこととします。

なお、大規模買付行為者は、本対応方針に定める手続の開始後、下記4に従い、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議し、又は、株主総会が開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(3) 特別委員会への諮問

当社は、取締役会の諮問を受けて、本新株予約権の無償割当ての是非等について審議し、取締役会に勧告等を行う諮問機関として、特別委員会を設置します。特別委員会の概要及び本対応方針導入当初の委員候補者は、旧防衛策の特別委員会の委員を予定しており、その氏名及び略歴は別紙Vのとおりです。

特別委員会は、取締役会から提供を受けた情報に基づき調査した結果、大規模買付行為者から提供された情報が本必要情報として不足しているものと判断した場合、当社取締役会を通じて、大規模買付行為者に対し、回答期限を設けて、本必要情報の追加提出を求めるものとします。

(4) 特別委員会の勧告

特別委員会は、調査の結果に基づいて審議の上、取締役会に対し、諮問された本新株予約権の無償割当ての是非等に関する勧告を行うものとします。なお、特別委員会は、評価期間の末日までに勧告を行うことが困難であると判断するときは、理由を明らかにした上で、30日間(初日不算入)を上限として評価期間を延長することができるものとします。当社取締役会は、特別委員会の判断により評価期間が延長された場合には、延長される期間及び理由を、適用ある法令等に従って、適時且つ適切に開示することとします。

特別委員会は、当該大規模買付行為者が本対応方針に定める手続を遵守しない大規模買付行為者(以下「手続不遵守買付行為者」といいます。)に該当する場合、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めた場合、又は当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施すること」を勧告するものとし、当該大規模買付行為は当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがないと認めた場合には、「本新株予約権の無償割当てを実施しないこと」を勧告することとします。

なお、濫用的買収者とは、次のいずれかに該当する大規模買付行為者をいいます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合(いわゆるグリーンメイラー)
- ② 当社の経営への参加の目的が、主として当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等(主要な株主及び出資者並びに重要な子会社及び関連会社を含みます。以下同じ。)に移譲されることにある大規模買付行為

- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付行為者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている大規模買付行為
 - ④ 当社の経営への参加の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか或いは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする大規模買付行為
 - ⑤ 大規模買付行為者の提案する買収の方法が、二段階買収(最初の段階で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)などに代表される、当社株主の皆様の判断の機会又は自由を奪う構造上強圧的な方法による大規模買付行為
- また、大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある場合としては、例えば次のいずれかに該当する場合が考えられます。
- ① 大規模買付行為者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の毀損が予想され、当社の企業価値の維持・向上を妨げるおそれがあると判断される場合又は大規模買付行為者が支配権を取得した場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の当社の企業価値の比較において、大規模買付行為者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ明らかに劣後すると判断される大規模買付行為である場合
 - ② 大規模買付行為者の提案する当社株券等の買付条件(買付け等に係る対価の金額、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限られません。)が、当社の企業価値に照らし著しく不十分、不適切なものである大規模買付行為
 - ③ 大規模買付行為者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付行為者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
 - ④ 大規模買付行為が行われる時点の法令等(行政指導、裁判結果を含みます。)により、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益に重大な損害をもたらすおそれのある大規模買付行為であると認められている大規模買付行為である場合

4. 当社取締役会による判断

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めたときは、上記3. (4)の特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うができるものとします。

(2) 濫用的買収者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が上記3. (4)に従い、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、原則として株主総会の決議を経ることなく、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。また、当社取締役会は、かかる場合であっても、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは、株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による

別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとします。

(3) 当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が上記3.(4)に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを決議するものとします。

(4) 本新株予約権の無償割当てを実施しない旨の決議

当社取締役会は、必要があると認めたときは、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施しない旨を決議できるものとします。なお、当社取締役会は、特別委員会が、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告した場合、当該勧告を最大限尊重するものとします。

(5) 取締役会による判断を行うまでの期間

当社取締役会は、特別委員会が上記3.(4)に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施を勧告した場合、当該勧告の受領後10営業日以内に、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施、又は、株主総会を招集する旨の決議を行わなければならないものとします。

(6) 情報開示

当社は、本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施を決議した場合、又は、株主総会の招集を決定した場合には、適用ある法令等に従って、当社株主の皆様及び投資家の皆様に適時且つ適切に開示を行います。

(7) 本新株予約権の無償割当て決議後の中止

当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての決議を行った後に、大規模買付行為者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、当社取締役会において対抗措置の発動が適切でないと判断する場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえた上で、本新株予約権の無償割当ての中止を行うことができるものとします。但し、原則として、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の4営業日前(権利落日)以降の中止は行いません。

5. 株主総会

当社取締役会は、特別委員会が当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合であっても、当該大規模買付行為に対し、本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催することもできるものとします。このほか、株主総会の開催は、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が株主の皆様の意思の確認を行うことが相当であると判断した場合に行うものとします。また、当社取締役会は、特別委員会が当該大規模買付行為は当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、当該大規模買付行為に対し本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、株主の皆様の意思の確認を行うために株主総会を開催するものとします。なお、上記のいずれの場合においても、当社取締役会は、法令等に基づき実務上可能な限り速やかに株主総会を開催するものとします。

6. 透明性及び公正さ確保のための措置

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するため、当社は、旧防衛策同様、引き続き、社外取締役、社外監査役及び弁護士等の社外有識者で構成される特別委員会を設置します。その概要は、別紙Vのとおりです。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、必ず特別委員会にその是非を諮問のうえ、また、特別委員会が行う勧告を最大限尊重しなければなりません。これにより、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当な対抗措置を講じることがないよう、制度的な担保が設けられています。

また、特別委員会の招集は、当社代表取締役のほか、各委員もそれぞれ単独で行うことができるものとされ、その招集が確実に行われるよう配慮がされています。

本対応方針の導入について本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。本対応方針の導入当初の特別委員会の委員候補者の氏名及び略歴は別紙Vのとおりです。

(2) 本ガイドラインの制定

当社は、本対応方針の手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けることとします。当社取締役会及び特別委員会は、それに基づいて本対応方針所定の手続を進めなければならないこととします。本ガイドラインの制定により、本新株予約権の無償割当て等の際に拠るべき基準が透明となり、本対応方針に十分な予測可能性を与えることになります(別紙II新株予約権ガイドライン(骨子)ご参照)。

7. 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針は、前述のとおり、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認を得ることを条件として効力を生ずるものとします。また、本対応方針の有効期間は、本定時株主総会における決議のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとします。

但し、本対応方針に関して重要な改廃が必要と判断される場合には、適宜当社株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

8. 当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針導入時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針導入時においては、本新株予約権の無償割当ては行われませんので、本対応方針の導入により当社株主の皆様及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の無償割当ては、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上のため行われるものでありますので、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様及び投資家の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被る事態は原則として想定しておりません。

しかしながら、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外で本新株予約権を行使することができる当社株主の皆様については、下記(4)①のとおり名義書換手続が行われない場合には、本新株予約権の割当てを受けることができず、また、権利行使期間内に、所定の行使価格相当の金銭の払込みその他本新株予約権の行使に係る手続を経ない場合には、他の当社株主の皆様による本新株予約権の行使の結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受ける可能性があります。

また、本新株予約権には原則として上記2.に記載の行使条件が付されるため、結果的に大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者が法的権利又は経済的側面において不利益を被る場合があります。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての中止時に当社株主の皆様及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、上記4.(7)で記載しておりますとおり、本新株予約権の無償割当てを決議した後に、本新株予約権の無償割当てを中止することができます。この場合、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行いますが、当社株式の株価が変動するおそれがございますのでその点には予めご留意下さい。

(4) 本新株予約権の無償割当て時に当社株主の皆様に必要となる手続

① 名義書換の手続

大規模買付行為者の出現以降、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、当社株主の皆様におかれましては、当該基準日までに、その所有される当社普通株式に係る株券を提示した上で株主名簿の名義書換を完了していただく必要があります。

但し、金融商品取引所における取引等により証券保管振替機構に預託されている当社普通株券を当該基準日までに取得された当社株主の皆様につきましては、名義書換の手続は不要です。

なお、本新株予約権の無償割当てに際しては、当該基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

② 本新株予約権の取得の手続

本新株予約権に取得条項が付される場合において、当社は、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の新株予約権者から、その所有に係る本新株予約権を当社普通株式と引換えに取得する場合があります。かかる場合には、当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります(なお、この場合、当社株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式による文書をご提出いただくことがあります。)。

③ 本新株予約権の行使の手続

本新株予約権を行使される場合には、当社は、基準日時点の大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(当社株主の皆様ご自身が大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された

当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付します。

大規模買付行為者又は大規模買付行為関係者以外の当社株主の皆様が、本新株予約権を行使する場合には、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、別途当社取締役会が指定する払込取扱場所において、行使価額の払込み等を行っていただく必要があります。これにより、1個の本新株予約権につき、1株又は本新株予約権の無償割当て決議において別途定められる数の当社普通株式が交付されることになります。

なお、大規模買付行為者が現れた場合には、その後の事前交渉の開始及びその過程、本新株予約権の無償割当ての決議の有無等を含め、適用ある法令等に従って適時且つ適切な開示を行っていく予定です。

また、本新株予約権の無償割当ての決議を行う場合、当社株主の皆様に不測の損害を与えないためには、会社法の規定に従って、基準日までに名義書換を完了していただくことが必要となります、この場合には、大規模買付行為者をも含む当社株主の皆様、投資家の方々及びその他の関係者に不測の損害が生じることのないよう、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。

9. 本対応方針の合理性

本対応方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。また、本対応方針は、東京証券取引所の有価証券上場規程第442条及び大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則第12条に定める買収防衛策の導入に関する事項(①開示の十分性、②透明性、③流通市場への影響、④株主の権利の尊重)を尊重するものです。

(1) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益の最大化を目的として導入されるものです。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社取締役会は所定の手続を経て本新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

(2) 事前の開示

当社は、大規模買付行為者を含む当社株主の皆様や投資家の皆様の予見可能性を高め、当社株主の皆様に適切な選択の機会を確保していただくため、本対応方針を予め開示します。

また、当社は今後も、本新株予約権の無償割当てを決議した場合には、適用ある法令等に従って適時且つ適切に開示を行います。

(3) 株主意思の重視

本対応方針は、本定時株主総会において当社株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しており、当社株主の皆様のご意思を重視しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針の合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ本新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対抗措置を講じることがないよう、機能するものとされています。

(5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

前述のとおり、本対応方針に重要な改廃が必要となった場合には、適宜、直近で開催される当社定時株主総会において、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しております。

また、これにとどまらず、本対応方針は、当社株主総会で選任され、当社株主の皆様により、ご信認を受けた当社取締役により構成される当社取締役会により対抗措置の発動を中止することもできるように設計されております。

したがいまして、本対応方針は、いわゆるデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

- (注)
- 1 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。特段の断りがない限り、以下同じです。
 - 2 特定株主グループとは、①当社の株券等の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、②当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものと含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)、③上記①又は②の者の関係者(①又は②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、弁護士又は会計士等を含みます。)を意味します。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。
 - 3 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は(ii)特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。本プレスリリースにおいて特段の断りがない限り、以下同じです。

- 4 (i) 大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii) 大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含みます。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主の皆様共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除きます。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」といいます。

別紙 I

当社株式の状況(平成20年3月31日現在)

- 1 発行可能株式総数 300,000,000株
 2 発行済株式の総数 75,282,940株
 3 株主数 33,402名
 4 大株主(上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数(千株)	出資比率(%)
日本生命保険相互会社	5,811	7.88
財団法人長尾自然環境財団	4,746	6.43
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,365	4.56
シービーエヌワイナショナルファイナンシャルサービスエスエルエルシー	2,652	3.60
株式会社みずほコーポレート銀行	2,000	2.71
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,932	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,174	1.59
長尾 愛一郎	902	1.22
アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクアカウントルクセンブルグノンレジデントドメスティックレー	745	1.01
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	730	0.99

(注) 1. 当社は自己株式として1,511千株を保有しておりますが、上記主な株主の状況に記載する大株主から除外しております。

2. 出資比率の算出は、発行済株式から自己株式を除いております。

別紙Ⅱ

新株予約権ガイドライン(骨子)

1. 目的

新株予約権ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)は、当社が平成20年6月25日開催予定の当社定時株主総会において、当社株主のご承認を得ることを条件に導入する当社株券等(注)5の大規模買付行為に対する対応方針(以下「本対応方針」という。)に関し、当社取締役会及び当社特別委員会が、大規模買付行為者が出現した場合に、当社の企業価値及び当社株主の皆様共同の利益の維持・向上のため、本新株予約権の無償割当てによる対応の是非等を判断する場合に備え、予めその手続及び行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて使用する用語は、本ガイドラインにおいて別段の定義がない限り、本対応方針に定める意味を有するものとする。

2. 本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができる場合

当社取締役会は、本対応方針の定めに従い、次の(1)ないし(3)のいずれかに該当する場合は、特別委員会の勧告及び所定の場合には株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当ての決議を行うことができるものとする。

(1) 手続不遵守買付行為者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、当該大規模買付行為者が手続不遵守買付行為者に該当すると認めたときは、特別委員会の勧告を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

(2) 濫用的買収者への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為者が濫用的買収者に該当すると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、原則として株主総会の決議を経ることなく、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。また、当社取締役会は、かかる場合であっても、大規模買付行為の内容その他諸般の事情を勘案した上で、当社取締役会が相当と認めるときは、株主総会の決議を経た上で、本新株予約権の無償割当てを決議することができるものとする。なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経た上で、特別委員会による別段の勧告がない限り、本新株予約権の無償割当てを複数回にわたり行うことができるものとする。

(3) 当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがある大規模買付行為への対応策の発動の決議

当社取締役会は、特別委員会が、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし当社株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあると認めて本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告した場合、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当てを実施する旨の決議を経て、本新株予約権の無償割当てを決議するものとする。

3. 行使条件

なお、当社取締役会は、特別委員会への諮問を経て、且つ特別委員会からの勧告を得た上で、本新株予約権に、当該大規模買付行為者及びその一定の関係者((i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として特別委員会の意見を徴した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。以下本ガイドラインにおいて、大規模買付行為者を含め「大規模買付行為者等」と総称する。)による権利行使は認められないとの行使条件を原則として付すものとする。

但し、かかる行使条件を付した場合であっても、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当て後に大規模買付行為者等が、当社に対し当社取締役会が必要と認める(注)6 誓約を行った上で、当社が認める証券会社に委託して取引所金融商品市場においてその所有する当社株式を所定の数(注)7 以上売却した場合、本新株予約権の行使により交付される株式の数の合計が当該売却した株式数を超えない範囲内に限り、本新株予約権の行使を認めるものとし、その要件及び手続等の詳細は当社取締役会が定める。

4. 本新株予約権の無償割当ての中止を行う場合

当社取締役会は、特別委員会が、大規模買付行為が上記2. に定める要件のいずれにも該当する可能性があると疑われる事情が消滅した等の理由により、本新株予約権の無償割当てを行わないよう勧告した場合には、上記2. にかかわらず、本新株予約権の無償割当てを中止するものとする。

5. 特別委員会

特別委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役若しくは社外監査役及び大規模買付行為につき利害関係のない弁護士等の外部有識者から、当社取締役会により選任される。なお、外部有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。また、特別委員会の勧告内容の決定については、原則として、委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

6. 適時開示

当社取締役会は、本対応方針上必要な事項について、当社株主及び投資家に対して、適用ある法令等に従って、適時且つ適切な開示を行うものとする。

7. 本ガイドラインの改廃

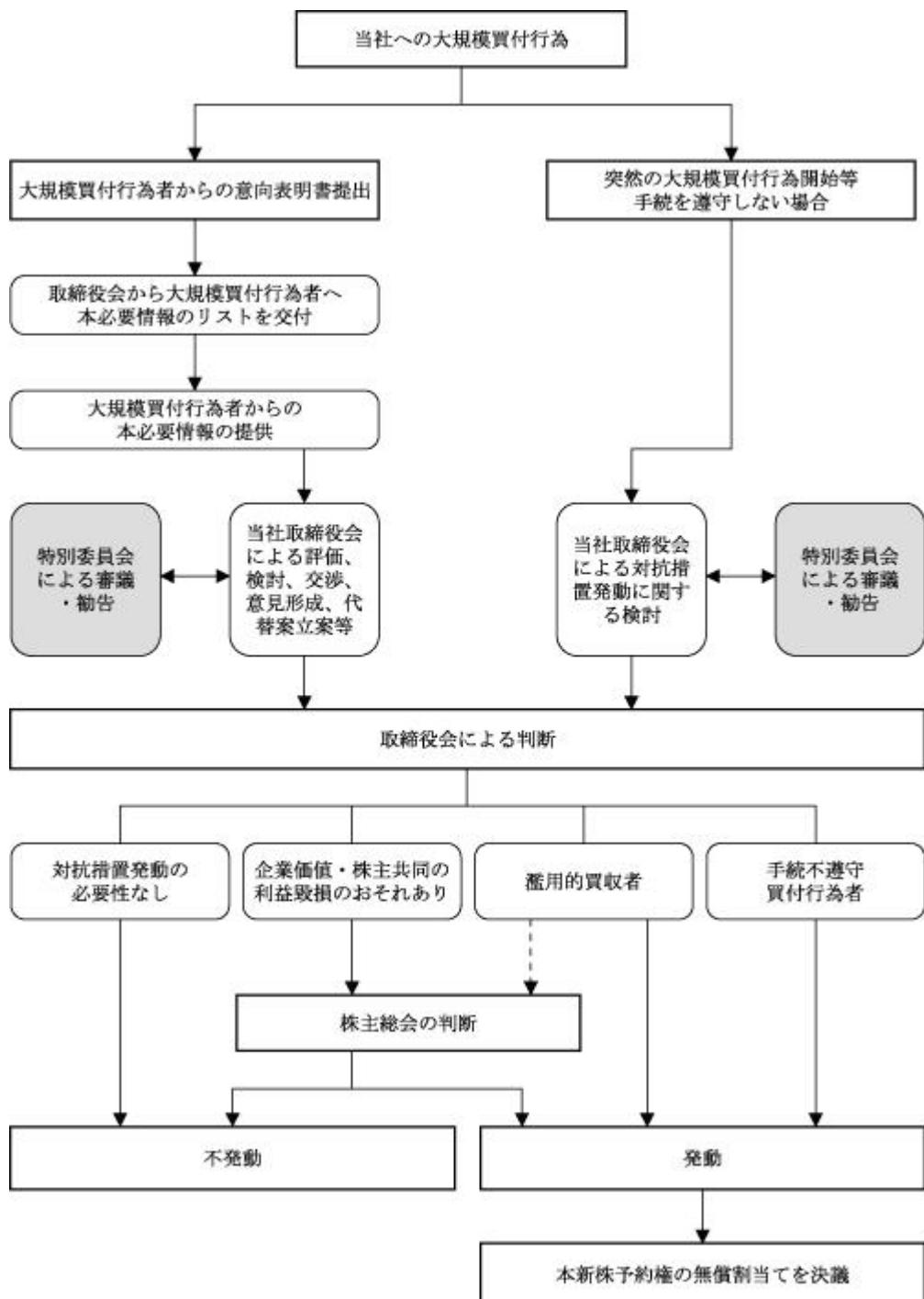
当社取締役会は、本ガイドラインの改廃が必要と判断した場合は、特別委員会の勧告を得た上で、本対応方針の趣旨の範囲内において改廃を行うものとする。

- (注) 5 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。本ガイドラインにおいて特段の断りがない限り、以下同じ。
- 6 本ガイドラインに従いその所有する当社株式を取引所金融商品市場において売却すること、その売却期間中、大規模買付行為者等が当社株式を取得しないこと、及び、当該誓約に違反した場合、以後当社取締役会が、大規模買付行為者等による本新株予約権の行使を認めないことに一切異議を述べないことを主な内容とすることを予定している。
- 7 原則として、当社の発行済株式等総数に大規模買付行為者等の保有潜在株式の数を加算した数の1 %とする。

以上

別紙III

本対応方針・フローチャート



(注) 本図表は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続の流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続を示したものではありません。詳細につきましては本文をご覧ください。

別紙IV

新株予約権の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会が定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の総数は、当社定款に規定される当社の発行可能株式総数から発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)総数を控除した数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1株又は当社取締役会が定める数(以下「対象株式数」という。)とする。但し、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 新株予約権の数

新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める数とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は、1円以上で当社取締役会が定める額の金銭とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする。

なお、原則として、当社取締役会が認める場合を除き、議決権割合が20%以上となる大規模買付行為者及びその一定の関係者(注)8による行使を認めないこと等を行使の条件として定めるものとする。また、米国に所在する者に対しては自らが米国1933年連邦証券法の下におけるルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明保証すること等の誓約をすることを行使の条件として定めることができるものとする。

7. 当会社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、大規模買付行為者及び大規模買付行為関係者以外の者が有する新株予約権のうち、当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回に分けて行うことができる。
- (2) その他当社が新株予約権を取得できる場合及びその条件については、当社取締役会が別途定める。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当日、新株予約権の行使期間その他の事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

9. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

(注) 8 (i)大規模買付行為者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、(ii)大規模買付行為者及び(i)に該当する者の関連者(実質的に、その者が支配し、又は、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として、特別委員会の意見を徵した上で当社取締役会が合理的に認めた者、又はその者と協調して行動する者として、特別委員会の意見を徵した上で当社取締役会が合理的に認めた者)を含む。但し、当社の株券等を取得又は保有することが当社企業価値及び株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者を除く。かかる一定の関係者を以下「大規模買付行為関係者」という。

以上

別紙V

特別委員会の概要及び委員の紹介

1. 特別委員会の概要

(設置)

特別委員会は、当社取締役会により設置される。

(構成)

- (1) 特別委員会の委員は、3名以上とする。
- (2) 委員の選任にあたっては、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役、社外監査役、社外有識者(弁護士等の専門家や民間企業の企業経営経験者等を想定しているが、これに限らない。)等から選任するものとする。選任にあたっては、特別委員の役割期待に鑑み、企業経営、証券会社に関する知見、当社の企業価値に関する見識、実務経験等を総合的に勘案して決定する。
- (3) なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

(任期)

選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。但し、本対応方針が廃止された場合は、その時点をもって、全ての委員につき委員としての任期が終了するものとする。

任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了するときまでとする。

(役割)

特別委員会は、原則として下記に規定する事項につき、新株予約権ガイドラインに基づき検討・審議を行い、その内容及び結果を当社取締役会に対して勧告する。

- (1) 大規模買付行為の内容の精査・検討
- (2) 本新株予約権の無償割当て並びにその中止の是非に関する事項
- (3) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し当社取締役会が諮問する事項

なお、特別委員会の検討に際して必要な当社に関する資料の提供等を行うため、当社内に事務局を設置することとする。また、特別委員会は、当社の費用負担により、証券会社、投資銀行、会計士、弁護士その他の外部の専門家に対して、検討に必要とする専門的な助言を得ることができる。

(勧告内容の決定)

特別委員会の勧告内容については、原則として特別委員会の委員全員が出席する委員会において、その過半数の賛成をもって決定する。

2. 特別委員会の委員の紹介

中川 秀宣(なかがわ・ひでのり)

略歴:	平成2年4月	最高裁判所司法研修所
	平成4年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会)(現在に至る)
	平成4年4月	長島・大野法律事務所
	平成9年9月	カーブランド・アンド・エリス法律事務所
	平成10年4月	ニューヨーク州弁護士資格取得
	平成11年9月	メリルリンチ証券会社東京支店
	平成13年1月	メリルリンチ日本証券株式会社
	平成15年4月	U F J ストラテジックパートナー株式会社へ出向
	平成16年8月	T M I 総合法律事務所パートナー(現在に至る)

西澤 益男(にしざわ・ますお)

略歴:	昭和35年4月	大和證券株式会社
	昭和60年4月	同社 秘書室部長
	昭和62年4月	同社 転換社債部長
	平成元年5月	同社 営業副本部長
	平成元年6月	同社 取締役
	平成3年6月	同社 常務取締役
	平成7年6月	大和証券投資信託委託株式会社 専務取締役
	平成11年6月	同社 代表取締役副社長
	平成15年6月	丸三証券株式会社 社外取締役(現在に至る)

宗近 博邦(むねちか・ひろくに)

略歴 :	昭和36年 4月	大和證券株式会社
	昭和61年12月	同社 取締役 株式本部副本部長、 株式トレーディング室長
	平成元年 6月	同社 常務取締役 株式本部長
	平成 3年 6月	同社 専務取締役 事業法人営業本部長、 金融法人営業本部長、国際営業部、 年金企画部、運用企画部分担
	平成 6年 6月	同社 取締役副社長
	平成 9年 6月	ユニバーサル証券株式会社 取締役社長
* 平成12年 4月		つばさ証券株式会社 取締役社長
* 平成14年 6月		U F J つばさ証券株式会社 取締役社長
平成15年 4月		同社 特別顧問
平成16年 2月		学校法人明治大学 評議員(現在に至る)
平成16年 4月		学校法人明治大学 理事
平成20年 4月		学校法人江の川学園理事長(現在に至る)
平成20年 6月		株式会社明大サポート 取締役会長就任(現在に至る)
*合併による商号変更		
主な公職 : 平成12年 7月		
		日本証券業協会 理事
		日本証券業協会 自主規制委員会委員長
		日本投資者保護基金 理事
	平成14年 7月	日本証券業協会 副会長
		日本証券経済研究所 会長
	平成15年 7月	日本証券業協会 顧問(現在に至る)
		日本証券経済研究所 顧問(現在に至る)

以上

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発活動はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

金融サービス業界においては、個人の資産運用ニーズの高まりを背景に、証券会社のみならず、銀行や郵貯、外資系金融機関などを交えて、業際を超えた競争が一層激化しており、今後も厳しい経営環境が続くものと思われます。

こうした状況の中で、当社グループが金融サービス業としてお客様からご支持を受け続けるためには、株式営業及び募集営業における資産運用の提案力の更なる向上が必要と考えております。

株式営業につきましては、お客さま一人ひとりのニーズと属性に応じた提案活動を進めるとともに、アドバイス付インターネット取引「M A R U S A N—N E T」を活用した投資情報の充実を図るなど、お客様満足度の一層の向上に努めてまいります。

募集営業につきましては、定期分配型の外債投信や、成長力のあるアジア各国に投資する投資信託などをバランスよく取り扱い、お客様のポートフォリオ構築に必要な提案活動を継続し、引き続き営業基盤の拡大を図ってまいります。

また、コンプライアンス体制やお客様情報の保護・管理体制の更なる強化を図るとともに、引き続きコスト管理を推進し、低コスト経営を維持することにより、当社グループ全体の企業価値向上に努めてまいります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画された重要な設備の新設、除却等はありません。従って、当第1四半期連結会計期間において、重要な設備の新設、除却等の計画における重要な変更並びに重要な設備計画の完了もありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	75,282,940	75,282,940	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	—
計	75,282,940	75,282,940	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

株主総会の特別決議日(平成15年6月26日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	53(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 441(注) 2
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成21年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要します。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は関係会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利行使できます。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれ行使することができます。
- ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約によるものとします。

株主総会の特別決議日(平成16年6月24日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	33(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	33,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 678(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年6月25日から 平成22年6月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

- 3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。
- 4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利行使できます。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれ行使することができます。
- ③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約によるものとします。

株主総会の特別決議日(平成17年6月28日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	164(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	16
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	164,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 767(注) 2
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1,000株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債券及び新株引受権証券による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社の子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職した後に引き続き当社又は当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれ行使することができます。

③ この他、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約によるものとします。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

株主総会の特別決議日(平成18年6月27日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	890(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	70
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,699(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年6月28日から 平成28年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
新株予約権の取得の条件	(注) 5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときには、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。

③ その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利を行使する前に、当社又は当子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

取締役会の決議日(平成19年7月13日)	
	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	970(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	20
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	97,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,387(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年7月14日から 平成29年7月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	該当事項はありません。(注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
新株予約権の取得の条件	(注)5
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、100株であります。

2 株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による権利行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新規発行による増加株式数}}$$

3 新株予約権の行使に対しては、全て会社の有する自己株式を交付することにし、新株の発行を行わないためであります。

4 ① 新株予約権の割当を受けた者(以下、新株予約権者という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利行使できます。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれ行使できます。

③ その他の条件は、株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによります。

5 本件新株予約権は、新株予約権者が権利行使する前に、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員の地位を喪失する等、4の①記載の条件に該当しなくなったときは、同時に、当該新株予約権は無償で当社に移転し、自己新株予約権となります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	75,282	—	10,000	—	3,590

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

- 1 当社は日本生命保険相互会社及びその共同保有者であるニッセイアセットマネジメント株式会社から、平成17年8月15日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により同年7月31日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができております。

なお、その大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	5,811	7.72
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	43	0.06

- 2 当社は三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成20年3月31日付で提出された株券等の大量保有に関する変更報告書により同年3月24日現在でそれぞれ以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができております。

なお、その大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,848	5.11
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,932	2.57
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	101	0.13

- 3 当社はフィデリティ投信株式会社から、平成20年5月22日付で提出された株券等の大量保有に関する報告書により同年5月15日現在で以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては、当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができております。

なお、その大量保有報告書の内容は以下の通りであります。

エフエムアール エルエルシー	82 Devonshire Street, Boston, Massachusetts 02109, USA	4,593	6.10
----------------	---	-------	------

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,827,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 72,316,400	723,164	—
単元未満株式	普通株式 138,640	—	—
発行済株式総数	75,282,940	—	—
総株主の議決権	—	723,164	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式31株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が含まれておりますが、当第1四半期会計期間末現在の実質株主が把握できないため、記載しておりません。

(参考)

平成20年3月31日現在の「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄に含まれる証券保管振替機構名義の株式は、それぞれ15,000株(議決権150個)、及び25株であります。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸三証券株式会社	東京都中央区日本橋 二丁目5番2号	2,827,900	—	2,827,900	3.76
計	—	2,827,900	—	2,827,900	3.76

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	678	836	829
最低(円)	503	650	652

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

4 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株式 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	委託手数料	1,828	3	11	—	1,842
	引受・売出し手数料	0	23	—	—	23
	募集・売出しの取扱い手数料	—	7	831	—	838
	その他の受入手数料	9	1	927	6	944
	計	1,838	35	1,770	6	3,649

(2) トレーディング損益の内訳

区分	当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株式等トレーディング損益	24	△1	22
債券等・その他のトレーディング損益	227	△9	218
債券等トレーディング損益	196	△9	186
その他のトレーディング損益	31	△0	31
計	252	△11	240

(3) 自己資本規制比率

		当第1四半期会計期間末 (平成20年6月30日現在)
		金額(百万円)
基本的項目	(A)	45,088
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	2,546
	金融商品取引責任準備金等	697
	一般貸倒引当金	69
	計 (B)	3,313
控除資産	(C)	4,821
固定化されていない 自己資本の額	(A) + (B) - (C)	43,581
リスク相当額	市場リスク相当額	955
	取引先リスク相当額	1,010
	基礎的リスク相当額	3,827
	計 (E)	5,793
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	752.2%

(注) 上記の自己資本規制比率は決算数値を基に算出しております。

(4) 有価証券の売買等業務の状況

① 有価証券の売買の状況(先物取引を除く)

イ 株式

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	689,883	65,998	755,881

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	2,180	154,235	156,416

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	5,893	10,722	16,615

ニ その他

該当ありません。

② 証券先物取引等の状況

イ 株式に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計(百万円)
	受託(百万円)	自己(百万円)	受託(百万円)	自己(百万円)	
当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	—	60,902	—	3,166	64,068

ロ 債券に係る取引

期別	先物取引		オプション取引		合計(百万円)
	受託(百万円)	自己(百万円)	受託(百万円)	自己(百万円)	
当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	46,745	—	—	—	46,745

(5) 有価証券の引受け・売出し業務及び募集、売出し又は私募の取扱業務の状況

イ 株式

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	15	16	—	—	—

ロ 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの 取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	国債証券	—	—	—	—	—
	地方債証券	4,645	—	4,737	—	—
	特殊債券	—	—	3,750	—	—
	社債券	4,110	—	4,110	—	—
	計	8,755	—	12,597	—	—

ハ 受益証券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)
当第1四半期累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	—	—	168,587	—	—

ニ その他

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年8月10日内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(平成19年9月18日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	6,628	6,976
預託金	19,782	19,268
顧客分別金信託	19,681	19,167
その他の預託金	101	101
トレーディング商品	1,754	1,437
商品有価証券等	1,754	1,436
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	538	36
信用取引資産	38,001	37,998
信用取引貸付金	37,375	37,653
信用取引借証券担保金	626	344
立替金	74	71
募集等払込金	2,612	2,387
短期貸付金	5,800	7,799
未収収益	1,109	1,257
その他の有価証券	140	140
繰延税金資産	393	445
その他の流動資産	157	109
貸倒引当金	△3,151	△3,151
流動資産計	73,842	74,777
固定資産		
有形固定資産		
※1 建物	3,101	3,209
器具備品	616	629
土地	966	1,059
無形固定資産		
ソフトウェア	1,518	1,519
電話加入権	612	706
投資その他の資産		
投資有価証券	591	685
長期貸付金	21	21
長期差入保証金	9,044	8,966
長期前払費用	7,977	7,906
その他	1	1
固定資産計	842	834
資産合計	12,757	12,882
	86,600	87,660

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成20年6月30日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成20年3月31日)

負債の部		
流動負債		
トレーディング商品	183	—
商品有価証券等	183	—
信用取引負債	4,643	3,919
信用取引借入金	1,822	1,872
信用取引貸証券受入金	2,820	2,047
預り金	10,510	9,611
受入保証金	13,332	14,121
短期借入金	3,970	3,970
未払法人税等	107	632
賞与引当金	419	821
役員賞与引当金	—	20
その他の流動負債	790	746
流動負債計	33,956	33,843
固定負債		
繰延税金負債	1,408	1,442
退職給付引当金	1,509	1,547
長期未払金	231	239
その他の固定負債	275	281
固定負債計	3,425	3,510
特別法上の準備金		
証券取引責任準備金	—	811
金融商品取引責任準備金	697	—
特別法上の準備金計	697	811
負債合計	38,079	38,165
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	3,694	3,695
利益剰余金	34,124	34,246
自己株式	△1,855	△889
株主資本合計	45,962	47,052
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,501	2,394
評価・換算差額等合計	2,501	2,394
新株予約権	56	47
純資産合計	48,521	49,494
負債純資産合計	86,600	87,660

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
営業収益	
受入手数料	3,649
委託手数料	1,842
引受け・売出し手数料	23
募集・売出しの取扱手数料	838
その他の受入手数料	944
トレーディング損益	240
金融収益	252
営業収益計	4,143
金融費用	63
純営業収益	4,080
販売費・一般管理費	
取引関係費	389
人件費	2,165
不動産関係費	527
事務費	375
減価償却費	243
租税公課	38
その他	304
販売費・一般管理費計	4,045
営業利益	35
営業外収益	※1 174
営業外費用	※2 5
経常利益	204
特別利益	
金融商品取引責任準備金戻入	114
特別利益計	114
特別損失	
有価証券評価減	4
減損損失	1
特別損失計	5
税金等調整前四半期純利益	313
法人税、住民税及び事業税	15
法人税等調整額	51
法人税等合計	67
四半期純利益	246

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	313
減価償却費	243
貸倒引当金の増減額（△は減少）	0
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△37
賞与引当金の増減額（△は減少）	△402
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△20
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	△114
受取利息及び受取配当金	△390
支払利息	63
有形固定資産等の評価減、売却損益	1
投資有価証券の評価損、売買損益	4
顧客分別金信託の増減額（△は増加）	△513
貸付金の減少額	1,999
立替金及び預り金の増減額	896
トレーディング商品の増減額	△636
信用取引資産及び信用取引負債の増減額	720
受入保証金の増減額（△は減少）	△789
その他	△292
小計	1,044
利息及び配当金の受取額	453
利息の支払額	△71
法人税等の支払額	△540
営業活動によるキャッシュ・フロー	886
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△120
投資活動によるキャッシュ・フロー	△120
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	△968
自己株式の売却による収入	1
配当金の支払額	△241
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,209
現金及び現金同等物に係る換算差額	95
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△347
現金及び現金同等物の期首残高	6,976
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 6,628

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

特別法上の準備金(「金融商品取引責任準備金」)の取扱いについて

当社は、従来、旧証券取引法第51条の規定に基づき、証券取引責任準備金を計上しておりました。当第1四半期連結会計期間より、この責任準備金について、金融商品取引法第46条の5第1項の規定に定めるところにより算出した額を金融商品取引責任準備金として計上しております。

また、従来、「特別利益」に計上しております証券取引責任準備金戻入は、当第1四半期連結会計期間より金融商品取引責任準備金戻入として「特別利益」に計上しております。

この変更により、従来の方法によった場合と比べ、税金等調整前四半期純利益が30百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。	※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次の通りであります。
建物 2,196 百万円	建物 2,182 百万円
器具・備品 3,889	器具・備品 3,811
計 6,086	計 5,994

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

※1 営業外収益の主なものは、投資有価証券配当金138百万円であります。

※2 営業外費用の主なものは、自己株式買付費用 5百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金・預金	6,628 百万円
現金及び現金同等物	6,628 百万円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	75,282,940

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	2,827,931

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	平成18年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	37
	平成19年ストックオプションとしての新株予約権	普通株式	19
合 計			56

(注) 平成18年新株予約権は、権利行使期間が到来しましたが、権利行使はなされておりません。

また、平成19年新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	368	5	平成20年3月31日	平成20年6月26日

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の金額の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当企業集団は、①有価証券の売買等、②有価証券の売買等の委託の媒介、③有価証券の引受及び売出し、④有価証券の募集及び売出しの取扱い、⑤有価証券の私募の取扱いなどの証券業を中心として営業活動を行っております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。従って、当企業集団の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外営業収益の合計が連結営業収益の10%未満のため、海外営業収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
668.89 円	670.28 円

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
四半期連結貸借対照表の純資産の部の合計額(百万円)	48,521	49,494
普通株式に係る純資産額(百万円)	48,464	49,446
差額の主な内訳(百万円)		
新株予約権	56	47
普通株式の発行済株式数(株)	75,282,940	75,282,940
普通株式の自己株式数(株)	2,827,931	1,511,863
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	72,455,009	73,771,077

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1 株当たり四半期純利益	3.37 円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	3.37 円

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 株当たり四半期純利益	
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(百万円)	246
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	246
普通株式の期中平均株式数(株)	73,057,836
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益(百万円)	
普通株式増加数(株)	52,895
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

当社は、平成20年7月28日開催の取締役会において、当社従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する旨、下記の通り決議いたしました。

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成20年7月28日
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 2名 当社の従業員 170名
株式の種類及び付与数	普通株式 287,000株
付与日	平成20年8月12日
権利確定条件	<p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という）は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合は権利行使できます。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できます。</p> <p>③ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。</p> <p>④ その他の条件は、平成20年7月28日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	平成20年8月12日 ～平成22年7月28日
権利行使期間	平成22年7月29日 ～平成30年7月28日

(注) 1株当たりの払込金額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における東京証券取引所における終値平均値に105%を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げます。ただし、新株予約権の割当日の終値を下回ることを得ません。

なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月8日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 公認会計士 本 多 潤 一 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。